

○四国中央市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

令和6年3月22日

議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、四国中央市議会議員の請負の状況の公表に関する条例(令和6年四国中央市条例第21号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書(様式第1号)又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が別に定めるものにより行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、訂正届(様式第2号)又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が別に定めるものにより行わなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

(報告等の閲覧)

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧(以下この条及び第6条において「閲覧」という。)は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から、議会事務局において、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までの間(四国中央市の休日を定める条例(平成16年四国中央市条例第3号)第1条に規定する休日(第6条において「休日」という。)を除く。)にすることができる。

2 議長は、前項に規定する場所及び時間を公表しなければならない。

3 閲覧に係る請負状況等報告書及び訂正届は、第1項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

4 閲覧に係る請負状況等報告書及び訂正届は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、第1項及び前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(報告等の写しの交付等)

第5条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書(様式第3号)又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が別に定めるものにより行わなければならない。この場合において、写しの作成に要する費用

は、当該請求をした者の負担とする。

(期限等の特例)

第6条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日(以下この項において「閲覧開始日」という。)が休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和5年4月1日以後に締結した契約に係る請負から適用する。

様式第1号（第2条関係）

請負状況等報告書

年 月 日

四国中央市議会議長 様

四国中央市議会議員

条例第2条第1項の規定により、次のとおり報告します。

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円）	昨年度に支払を受けた額（円）

支払を受けた総額	円
----------	---

備考

- 1 契約金額及び支払を受けた額は、消費税及び地方消費税込みの額を記入すること。
- 2 単価契約である場合は、契約金額（円）の欄にその旨を併せて記入すること。

様式第2号（第2条関係）

訂正届

年 月 日

四国中央市議会議長 様

四国中央市議会議員

条例第2条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 訂正箇所
- 2 訂正の理由

様式第3号（第5条関係）

複写申込書

年 月 日

四国中央市議会議長 様

住所又は居所

氏名

電話番号

条例第4条第2項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告又は訂正に係る書類	写しの交付を求める範囲